

○金融庁告示第三十号

ジ・ユナイテッド・キングダム・ミューチュアル・ステイーム・シップ・アシユアランス・アソシエーション（パミューダ）リミテッドが日本における保険業を廃止したことに伴い、保険業法（平成七年法律第百五号）第二百七十三条第一項の規定により同社の同法第百八十五条第一項の免許がその効力を失ったので、同法第二百七十四条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年四月九日

金融庁長官 畑中龍太郎